

内航運航委託契約書

第一部 1/1

①	船主 (以下「委託者」という)					
②	運航者 (以下「受託者」という)					
③	船舶表示 (以下「本船」という)	船名		内航船舶表示番号		
		ふりがな		航路/貨物限定		
		航行区域		竣工年月	年 月	
		総トン数	トン	定期検査期日	年 月 日	
		積載総重量トン数	キロトン	中間検査期日	第1種	年 月 日
		荷役装置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		第2種	年 月 日
		委託者は、必要に応じ船舶明細書その他の書類を受託者に提出すること				
④	委託期間	委託開始の日より向こう 間、ただし、配船の都合により 日間伸縮、受託者任意。				
⑤	委託開始日	年 月 日より 年 月 日まで				
⑥	委託開始場所	港		港間		
⑦	委託終了場所	港		港間		
⑧	通知義務	委託者は、委託開始場所及び予定日を、また受託者は、その終了場所及び予定日を、それぞれ 日前までに相手方に通知のこと				
⑨	就航区域					
⑩	運航委託手数料	総運賃収入の % (別途消費税を加算して支払うこと)				
⑪	仲裁地	<input type="checkbox"/> 東京・ <input type="checkbox"/> 神戸				
⑫	特約条項					

上記①欄記載の委託者（船主）と上記②欄記載の受託者（運航者）とは、上記③欄記載の本船について、本契約書第一部及び第二部の条項に基づき運航委託契約を締結する。本契約を証するため本書2通を作成し、各自署名（記名）捺印の上、互いに1通を保有する。

年 月 日

委託者（登録番号： _____） 受託者（登録番号： _____）

仲介人（登録番号： _____）

第1条【堪航能力】

本船の堪航能力欠如より生じる一切の責任は、委託者に帰属する。

第2条【配船運営】

1. 委託者は、積荷の選択、配船、運賃の取決め、燃料契約並びに積地、揚地及び寄港地における代理店、船内作業員その他本船の運航に関連する一切の手配を受託者に一任し、受託者は、委託者の危険と費用により善良な管理者の注意をもって有利運航に当たる。
2. 受託者は、委託者の依頼により、船員雇用、船舶保険、P&I 保険、船舶修理、船用品等に関する事務の全部又は一部を代行することができる。

第3条【運送契約】

受託者は、委託者のために自己の名において本船の運送契約を締結する。この場合、受託者は、事前に積荷、航路、運賃条件その他必要な事項を委託者に通知し、その承認を得る。

第4条【強制使用】

1. 本船が日本国政府その他権限ある機関に強制使用されたときは、受命者は、遅滞なくその旨を相手方に通知し、受託者の名義をもってこれに応じる。
2. 前項の強制使用期間は、本契約期間に算入する。

第5条【航行及び貨物に関する制限】

受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得なければ、本船を第一部⑨欄記載の就航区域外若しくは変乱、封鎖その他一般航海者が危険と認める区域に使用し、又は本船に適さない危険な貨物を積載することはできない。

第6条【検査及び入渠】

本契約期間中の本船の法定検査及び合ドックに関する場所及び時期については、当事者において協議する。

第7条【運賃及び費用の精算】

受託者は、本船運航による運賃、滞船料等を遅滞なく收受し、燃料代、港費、早出料その他本船運航に関する費用を支払い、その収支計算は毎月末日にその当月分につき委託者に対して精算しなければならない。

第8条【手数料】

1. 委託者は、受託者に対して第一部⑩欄記載の委託手数料を支払う。
2. 当事者が最低保証を合意したときは、別途協定による。

第9条【保険】

本船に関する運賃及び希望利益保険等は、委託者の依頼により、受託者が、これを付保することができる。

第 10 条【クレーム及び訴訟】

本船及び積荷に関するクレーム及び訴訟の解決については、受託者は、委託者のために最善の努力を尽くさなければならない。

第 11 条【本船の売却譲渡】

委託者が本契約期間中に本船を売却譲渡しようとするときは、あらかじめ 1 か月前までに受託者に通知しなければならない。

第 12 条【契約違反】

当事者の一方が本契約に違反したときは、相手方は、直ちに契約を解約することができる。この場合、違約者は、よって生じる一切の損害金を相手方に支払わなければならない。

第 13 条【法令の遵守】

委託者及び受託者は、船員法、下請代金支払遅延等防止法その他の本契約に適用される法令を遵守しなければならない。

第 14 条【仲裁】

1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、両当事者は、互いに話し合いの要請に応じ、誠意をもって解決するよう努力しなければならない。
2. 前項の話し合いによって当該争いが解決しないときは、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁を付託し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
3. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、仲裁申立て時の社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会仲裁規則による。